

社団法人 町田 法人会 報

社団法人 町田 法人会

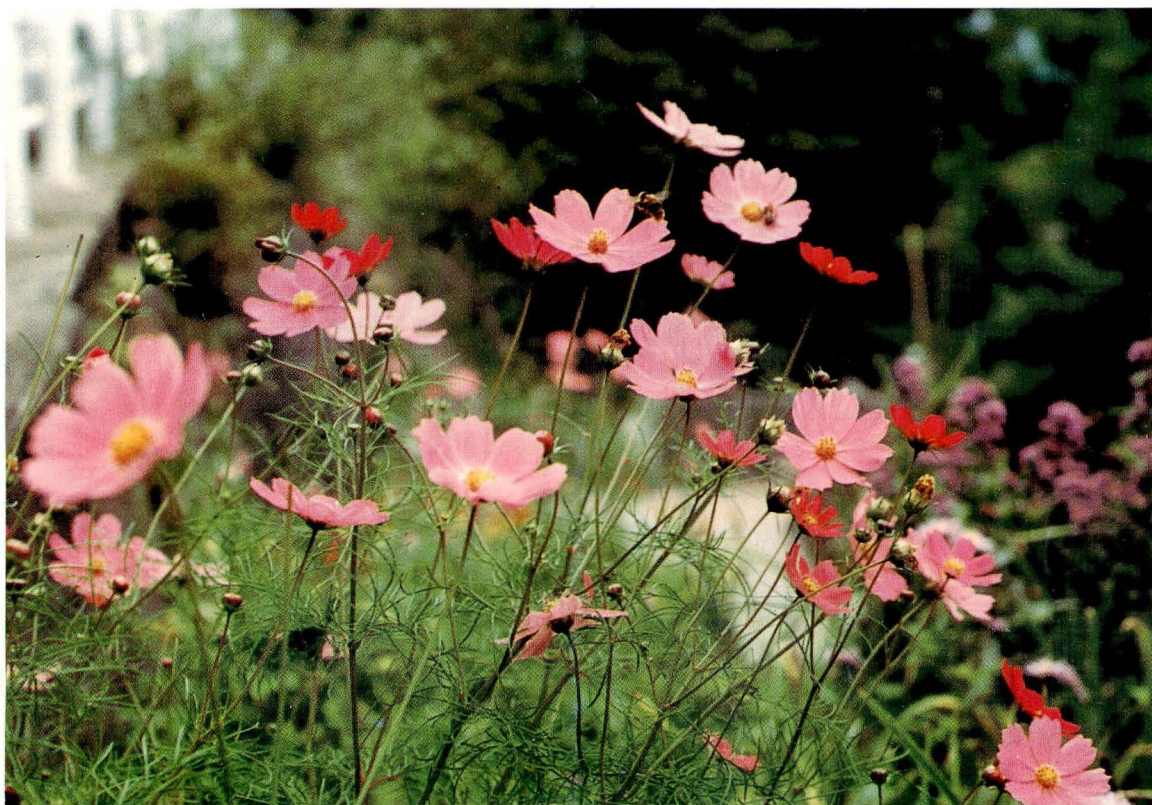
東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和61年10月31日

第20号(通刊48号)

昭和61年
仲秋号



題字は吉井良造町田税務署長

目 次

着任のごあいさつ(町田税務署署長).....2	経営者のための交通事故対策.....15
税制改正要望の全国大会報告.....3	部会便り.....18
税制改正要望事項.....4	指導官プロフィール.....20
税を知る週間行事予定表.....7	町田法人会の事業計画予定表.....21
法人税解説シリーズ.....8	新会員のご紹介.....22
法人会よりのお知らせ.....14	署からのお知らせ.....23

＝増やそう法人会員＝



着任のごあいさつ

町田税務署長 吉井良造

日増しに秋も深まってまいりましたが、社団法人町田法人会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により早川前署長の後任として京橋税務署からまいりました吉井でございます。前署長同様よろしくごお願い申し上げます。

承るところによりますと、町田法人会は昭和25年に創立されて以来、健全な納税者団体として税知識の普及と納税道義の高揚に努められるとともに、税務行政の円滑な運営に寄与されていると聞きしております。

特に、東京法人会連合会の中でも有数の組織率を誇り、すばらしい研修活動を実施され、魅力ある法人会づくりを目指して取り組んでおられますことは、税務行政に携わる私どもといたしましても大変心強く感じている次第でございます。

これもひとえに三橋会長をはじめ、役員の方々並びに会員の皆様方の税務に対する深いご理解と、並々ならぬご努力の賜と深く敬意を表する次第であります。

ご承知のとおり、最近における我が国の経済情勢は急激な円高による景気への影響など難しい問題を抱えており、経済の先行きについては必ずしも楽観を許さない状況にあります。

また、財政面につきましても143兆円という多額の国債発行残高をかかえ、誠に厳しい状況の中でその再建が緊急かつ重要な課題になっております。このような環境のなかで、税に対する国民の関心と期待は一段と高まりを見せてきております。

現在税制調査会では、いわゆる「現行税制の抜本的改革」を目指し、所得税、法人税の減税、マル優制度の見直し等、精力的な審議が行われており、そうした問題がマスコミ等で大きく取り上げられております。

また、税務の現状を見ますと、脱税の手段方法はますます複雑巧妙、広域化しており、業種や納税者によっては、依然として申告水準の低い者も跡を絶たないという実情にあります。

一方、海の向うのアメリカでは70年ぶりといわれる大巾な税制改革法案が可決され、来年1月から新しい税制が施行されようとしております。

現行の最高50%から11%までの14段階の個人所得税率区分を一気に28%と15%の二段階とし、又、同46%までの法人所得税を同34%に引き下げるといったもので、その実施は「政治的奇跡」とも呼ばれています。

こういった環境下でありまして税務行政を適正に執行して行くためには、署の幹部が率先して協調体制を維持推進するとともに、税務行政あるいは財政の現状等について、機会あるごとに説明し皆様方の活動を通じた納税環境の整備と納税意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

どうか会員の皆様方におかれましては、従来にも増して一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りに、社団法人町田法人会のみますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして着任のあいさつといたします。

全国96万法人会員の総決起!!

昭和62年度 税制改正要望の全国大会が開催される

法人税率の引き下げなど要望事項を政府に陳情

広報委員長 藤田 義徳

昭和62年度の税制改正を要求する全法連主催の総決起大会が去る9月26日、東京神宮外苑日本青年館ホールで開かれ、当日は96万社の法人会代表1300名〈町田法人会から三橋会長以下6名〉が参加、大会では行革の徹底と並行して、シャープ税制以来の大改革を来年度から実施せよ! と訴え、法人税率の引き下げ等、数項目の税制改正要望事項を満場一致で採択しました。今年度は税制の抜本的な見直しの年であるとして、会場は熱狂の雰囲気でした。採択した要望事項については、現在政府で審議が進められている税制の抜本改正作業のなかに、法人会の要望実現を目指して、大会3日後の9月29日大蔵省、自治省など関係省庁に全法連役員代表が陳情を行った事をあわせて報告いたします。〈関連記事4～6頁に掲載〉



法人会の要望を訴える会場

税制改正要望に関する決議

国と地方を通ずる行政改革と財政の再建、そして税制の抜本的改正は、われわれが政府に対し強く求め続けてきたところである。近年、国家財政におけるマイナスシーリングの実行、あるいは電電公社に続く国鉄の民営化移行の動きなどあるていどの前進はみられる。

しかし、現実の歩みとその成果は決して十分とはいえない。とくに地方行財政についてはその感が深い。

簡素で効率的な政府の実現、財政の対応力の回復、税制の歪みの是正、これらによって将来にわたる経済の活力と、国民生活安定の基礎を固めることは、われわれが次の世代に負っている重大な責務である。

政府ならびに議会が、その責務を十分に自覚し、固い決意と強い実行力をもって課題の遂行に邁進することを強く要望する。

納税思想の高揚と税務知識の普及に多年にわたり貢献してきた本会は、96万社会員の総意として右決議する。

昭和61年9月26日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会



各ブロックの参加者

～ 大会スローガン ～

1. 抜本的税制改革により
活力ある社会の実現を!
2. 行財政改革をさらに徹底せよ!
3. 法人税率を断固引き下げよ!
4. 中小法人税法を制定せよ!
5. 所得税の大幅な減税を行え!
6. 相続税、贈与税の控除額を引き上げよ!
7. 新間接税は慎重な検討と国民の合意を!
8. 固定資産税の大幅改善をはかれ!

大会で採択された

税制改正要望事項

わが国の税制には直接税への過度の依存など負担の偏り、不公平の拡大、複雑化などは正すべき問題、歪みがある。

行政改革の徹底と並行して税制においても抜本的な改革が必要な時期にきている。

公平、公正、中立、簡素など税制の望ましい諸原則に照らし、また国際的な動きにも十分に配慮して、大胆な改革に取り組むべき秋である。62年度にその大きな一歩を踏み出すべきであろう。

以下の要望はその指針となるべきものである。早期の実現を望む。

第1 法人税制について

① 税率の引き下げ

(1) わが国法人の税負担は、先進国の中でも相対的に重い負担になっている。地方税負担などを含めた実効税率で40%台の、できるだけ低い水準に引き下げるべきである。

(2) 各種法人間に若干の税率格差をつけることはよいとしても、民間企業と完全に競合する協同組合や宗教法人などの税率を民間企業並みにすること。

② 租税特別措置について

(1) 企業向けの租税特別措置については、政策目的の正当性や、手段としての有効性などの基準でたえず見直すべきであり、原則としては一層の整理縮減を図るべきである。

(2) しかし、投資促進税制については、企業体質の強化、需要喚起などの点で有効であり、むしろ充実することが望ましい。さらに現行のように対象を機械装置に限ることなく、構築物など他の減価償却資産にも広げること。

(3) 交際費課税について、原則として損金性を否認する現在の取り扱いは適当でない。現在の中小企業向け定額控除分を維持するのは当然のこととして、企業規模の大小に関わりなく、一定の損金算入を認めるよう改めるべきである。

③ 中小企業法人税法の制定

非公開の中小法人は資本市場からの経営資金調達ができないため、社内留保に依存する度合いが高く、配当軽減制度の利用度合いは低い。そのうえ、いまの税法の規定はきわめて複雑、また難解である。このため専門的税知識が不足している中小法人にはなじみ難く、租税特別措置等の利用が少ないこと等もあって、現実の税負担は立法者が予想する水準より重い場合が多い。

法制審議会での商法、有限会社法の改正の動きに応じ、税法においても、大きな法人を想定した現行の法人税法とは別個に、簡易な中小法人向けの税法を制定すること。

その内容は、

(1) 現行の引当金・準備金、租税特別措置の大部分を排除するかわり、それによって増加する税負担を税率の引き下げで調整する。

(2) 小規模法人については、経営基盤の強化、育成のための政策税制として、現行の中小企業向け軽減税率より、さらに低い税率を適用する。

(3) 一定規模以下の中小法人は、選択によってこの法律の適用をうけることとする。

中小企業税法が制定されるまでの期間は、過渡的な措置として、次の措置を講じること。

イ 軽減税率適用の所得金額を1,500万円に引き上げ、800万円以下の所得については税率を20%とする。

ロ 資本金1億円以下の同族会社については、

留保金課税を撤廃し、行為計算の否認規定を廃止する。

ハ 同族会社の判定基準を、一人の株主とその同族関係者の保有する株式等が、その法人の総株式等の50%以上とする。

④ 減価償却制度の改善

技術革新や経済構造変化のテンポが早いこんにち、現行の耐用年数規定は実態にそぐわない点がある。経済的耐用期間を重視した耐用年数に改めること。さらに分類の簡明化や残存価格の規定など制度全般を見直すこと。

⑤ 赤字法人課税の声もあるが、真正の赤字法人に課税することは所得課税の建前からみて不当である。財源対策上どうしても必要な場合も考えられるが、その際は厳重な歯止め措置を講じる必要がある。なお、欠損金の繰越控除の一年停止措置は不合理であり、直ちに撤回すること。

第2 所得税制について

わが国の所得税制は最高税率が高過ぎ、累進構造は急過ぎる。また、稼得形態、納税方法の違いによる負担格差の存在は否定できない。国民の間にある根強い重税感をやわらげ、不公平感を解消することが急務である。そのためには次の措置を講じること。

① 税率構造の改革

所得税の最高税率70%（住民税と合わせると88%）は高過ぎるので、50%に引き下げ、現行15段階の税率区分も半分ていどに減らすこと。後述する住民税の税率引き下げと合わせ、所得課税の最高税率は65%となるが、このあたりが限度である。なお、所得税減税にあたっては給与所得者の中堅層に重点を置くこと。また、新しい税率構造を設計する場合、最低税率を15%に引き上げることが考えられる。もっとも、その場合は所得税の負担増になる階層が生じないよう、課税最低限の引き上げなどの調整が必要であろう。

② 給与所得と他の所得との担税力の差を考慮して、給与所得控除の引き上げや経費実額控除の選択制などを講じること。なお、給与所得控除の適用対象は見直す必要がある。

③ 所得税の課税単位としては、現行の稼得者単位の継続が適当であるが、給与所得者家庭の実態に配慮し、配偶者への特別な配慮（たとえば専業主婦控除）が必要と思われる。

④ その一方、多種多様な各種所得控除はできるだけ整理すること。政策の意義や効果の疑われる既存の控除項目は思い切って廃止して税制の複雑化を防ぐこと。

⑤ 少額貯蓄非課税制度（いわゆるマル優）を代表とする利子所得、配当所得などへの税制上の優遇措置は、負担公平や対外関係などの点で改善の必要がある。なお、マル優の改変に当たっては、所得・資産の乏しい高齢者層やいわゆる社会的弱者（母子家庭など）への配慮が必要である。また、民間金融機関と郵貯を全く同一に扱うことが不可欠である。

⑥ 所得課税については、税負担の軽減もさることながら、公平化を図ることがきわめて重要である。税制、税務執行の両面で不公平は正策を強く推進すること。

第3 相続税制について

前回、昭和50年の改正いらい相続税は据え置かれている。この間、資産水準、所得、物価は上昇しており、現行の基礎控除額、税率構造、各種控除額は実情に合わなくなってきた。とくに相続財産の中で大きな割合を占める土地の価格上昇は相続財産の評価増、相続税負担増を招き、課税額と課税件数の増加をもたらしている。富の集中、偏在を防ぐという、この税の特別な意義と役割は認めるにしても、妥当な負担水準にとどめることは必要であり、そのためには次の措置をとるべきである。

① 相続税の基礎控除額は、5千万円に法定相続人1人当たり8百万円を加えたものに引き上げること。贈与税も基礎控除額を2百万円に引き上げること。

② 相続税、贈与税の最高税率を60%に引き下げること。最高税率が適用される金額は相続税は10億円超に、贈与税は1億5千万円超に引き上げるとともに累進構造を緩和すること。

③ 相続財産の評価額大幅上昇が、主として土地価格の上昇にもとづいていることにかんがみ、土地の評価について一定の配慮をすること。ただし、相続財産の種類による税負担のいちじるしい不均衡、特例措置の悪用を避けるため、特別扱いの対象とする土地（不動産）の取得時期が相続発生の一定期間（たとえば3年）以前のものに限り、といった限定措置が必要であろう。

④ 中小企業の承継税制は、昭和58年度改正で取引相場のない株式の評価方法や土地評価にたいする改善措置がとられた。しかし、これらの措置ではまだ不十分であるので、負担の実態をよく調べ、必要な改善措置をとること。

第4 間接税制について

税制の抜本改正に当たっての大きな問題は間接税をどうするかである。いわゆる直間比率が現状のままでよいのか、間接税の方式として個別掲名の消費税方式のままでよいのか、がその論点である。さらに、現在は単に税体系論の見地からでなく、大幅赤字財政が続く中でまとまった減税財源捻出の必要性、もっと長期的には高齢化社会の財政需要に対応する財源確保の課題がある。間接税論議の中で「課税ベースの広い間接税、構想が浮上した理由もここにある。

ただ、課税ベースの広い間接税を例にとると、税の公平回復に役立ち、中立性においても優れているとか、財源面でもまとまった税収がえられ、他の税目の軽減や歪みの是正を可能にする、という大きな利点がある。しかし、半面、問題点もある。間接税につきものの物価・景気への影響、転嫁の不安、納税義務者の事務負担増などがそれである。

いずれにしても、この問題の結論を出すには慎重な態度が必要である。導入する場合、しない場合、それぞれのプラス面とマイナス面を具体的かつ率直に国民に示し、また導入論、反対論それぞれの論拠のできるだけ実証的な吟味を行うなど十分な判断材料を与えて、国民多数の合意を形成することが不可欠である。感情的、気分的な賛否論の応酬だけでは事態は少しも改善されない。

第5 地方税制について

行財政改革の徹底と税制の抜本改正は、地方自治体にとっても重要な責務である。地方税について次の改善を望む。

- ① 行政の効率化、簡素化のため、国税と課税対象を同じくするものについては、賦課徴収をできるだけ一元化すること。
- ② 法人住民税均等割の資本金区分を、もう少しキメ細かにし、資本金がある線を少し超えただけで、税額が大きくハネ上がる現状を改善すること。
- ③ 個人住民税も所得税に対応し、緩和、軽減する。市町村民税の税率区分を減らし、道府県民税と合わせた最高税率を15%に引き下げること。
- ④ 固定資産税は住民、とりわけ地価高騰がいちじるしい大都市圏住民の重荷になっている。これは3年ごとの評価替えの都度、評価額を大幅に引き上げ、税率は地価騰貴の以前に設定したものをそのまま適用し続けているためである。住民負担はほぼ限界にきており、その改善が急務である。

(1) 課税標準額を相続税の地価評価方式による評価額と同一にし、一方でそれに対応する税率の引き下げを行うといった税額算出の仕組みの根本的再検討を行うこと。

(2) 負担のバラツキをなくすため、単位面積当たりの課税標準額を国税の路線価格と同じように公表し、近隣地とともに常時縦覧できるようにすること。さらに市町村ごとに課税標準額の均衡化を図ること。

- ⑤ 地方税について、標準税率を超えた課税を実施している自治体が多い。超過課税を行っている自治体は、極力その是正に努めること。

第6 税負担の公平確保について

租税負担の公平化と適正化は重要な課題である。前述の諸点の改善とともに、次の事項の早急な実現を図ること。

- ① 医師優遇税制の廃止
- ② 有価証券譲渡益への課税強化
- ③ 所得把握格差の是正
- ④ 地方税関係の各種非課税措置の圧縮、廃止
(以上)

昭和61年度 税を知る週間（行事予定表）

本年も11月11日（火）から17日（月）まで「税を知る週間」となります。この間、税務署、法人会、青色申告会、税理士会等が主催となって、税を知るための各種行事が催されます。皆さん、奮ってご参加下さい。

（11月）

月 日	時 間	行 事 名	主 催	実 施 場 所	対 象 者
11（火）	14:00 ） 16:00	公開講演会 講師 渡部昇一 （上智大学教授）	法 人 会	ラポール 千 寿 閣	一 般
6（木）	9:00 ） 16:00	税 務 相 談	税 務 署	署 会 議 室	一 般
10（月）	10:00 ） 16:00	街 頭 税 務 相 談 （風船配付）	税 務 署	小田急町田 駅東口広場	一 般
11（火） ） 17（月）	8:30 ） 17:00	小・中学生 の書道展	町田青色申告会	署 内	来 署 者
13（木）	14:00 ） 17:00	納税表彰式	税 務 署	町田市民ホール	関係民間 団体等
13（木） ） 14（金）	10:00 ） 16:00	暮らしの中 の間接税展 税 務 相 談	町田間税協力会	大丸町田店	一 般
15（土） ） 16（日）	10:00 ） 16:00	街 頭 税 務 相 談 （風船配付）	東京税理士会 町 田 支 部	まちだ東急 前 広 場	一 般
16（日）	10:00 ） 16:00	街 頭 税 務 相 談 （風船配付）	東京税理士会 町 田 支 部	相鉄ローゼン 成 瀬 店 前	一 般
20（木）	9:00 ） 16:00	税 務 相 談	税 務 署	署 会 議 室	一 般

貸金の一部貸倒れは認められない

回収不能の貸金等の貸倒れはその全額を

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社では、下請先のB社にその運転資金として5,000万円を貸し

付けていたが、当期に至り、B社が倒産し、同社に対する貸付金全額が回収できないことが明らかとなった。

しかし、A社も当期の決算内容が悪いため、B社に対する貸付金の全額を貸倒れとして損金経理すると欠損となり、やむなく、当期はそのうち2,000万円だけを損金の額に算入して申告を行った。

ところが、税務調査で、貸金の一部だけを貸倒れとする経理は認められないとして更正を受けた。

〈ケース2〉 C社では、D社の銀行借入金の連帯保証人となっていたが、D社が倒産したため、銀行借入金の残額1,000万円を肩代わりすることとなった。

C社では、D社の支払能力が皆無であることから、引受債務の1,000万円全額について貸倒損（未払金）を計上した。

ところが、税務調査で、貸倒損の計上は認められないと指摘された。

なぜ否認されたか

ケース1の場合、貸金等がその債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができます（基通9-6-2）。

この取扱いでは、その損金算入の時期と方法を具体的に定めていますが、これは、貸倒れ処理にかかる法人の恣意性を排除するためのものといえます。

つまり、回収不能が明らかになった事業年度に限って損金算入できるとし、また、損金算入は損金経理の方法によらねばならないとしています。

これは、回収不能が明確になった場合には、直ちに貸倒れ処理を行うという、商法ないしは企業会計上の考え方からきているものといえます。

ところで、A社では、5,000万円の貸付金のうち、2,000万円だけを貸倒損として計上しているわけですが、これは前述の取扱いの趣旨からは逸脱した、いわゆる利益操作の一手段と認められます。

A社の経理は、貸金等の一部貸倒れですから、これは5,000万円の資産を3,000万円まで評価減したと何ら変わらないものといえます。

法人税法では、資産の評価換えをして損金の額に算入している場合でも、損金不算入とされます(法33)。特に、貸金等の金銭債権については、いかなる場合であっても評価損の計上は認められません。ここで、A社の経理を認めることは、この評価損の禁止規定に背くものといえます。

従って、A社が損金経理しなかった3,000万円部分はもとより、損金経理した2,000万円についても、評価損の計上と同じこととなりますので、その損金算入は認められないこととなります。

ケース2のC社の場合は、いわゆる保証債務の損金計上時期が問題となったものですが、保証債務はそれを現実に履行した場合でなければ、損金の額に計上することはできません(基通9-6-2(注))。

履行未了の保証債務は、偶発債務にすぎませんから、これにつき貸倒れ経理を認めることは、いわば一種の引当金、準備金の繰入れを認めることになり、税務上は容認されるものではないといえます。

アドバイス

- ① 担保物がある場合は、その処分後でなければ貸倒損の計上はできない。
- ② 担保物がある場合には、その処分見込額等を勘案して、回収不能と見込まれる金額の債権償却特別勘定への繰入れの申請を行うとよい。

旅費交通費勘定の中にも交際費が

支出交際費等の額の計算はグロスで

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、得意先をバー・クラブやゴルフに招待する際にハイヤー

を利用しているが、そのハイヤー代を旅費交通費として経理していた。

ところが、税務調査で、接待に伴うハイヤー代は、交際費等に該当するのでハイヤー代も支出交際費等の額に加算して、損金不算入額を計算しなければならないとの指摘を受けた。

〈ケース2〉 B社は、取引先等を招待して、創立30周年記念パーティーを催したが、招待者から100万円の祝儀を受けたので、パーティーに要した費用の額300万円から祝儀分を控除した金額200万円を交際費として経理し、損金不算入額の計算をしていた。

ところが、税務調査で、300万円全額を支出交際費等の額に加算して、損金不算入額を計算しなければならないとの指摘を受けた。

〈ケース3〉 C社は、本社ビルの建設に際して支出した交際費等と認められる金額200万円を建物の取得価額に算入した。

当期の交際費等の損金不算入額の計算において、その200万円を含めないで計算していた。

ところが、税務調査で、取得価額に算入した200万円も支出交際費等の額に加算しなければならないとの指摘を受けた。

〈ケース4〉 D社は、役員改選に当たり、資産に計上している旧役員名義のゴルフ会員権を新役員名義とするため、ゴルフクラブに対して名義書換料50万円を支払い雑費に計上していた。

ところが、税務調査で、その名義書換料は交際費等に該当するので、支出交際費等の額に加算しなければならないとの指摘を受けた。

なぜ否認されたか

税法上の交際費等とは、科目のいかんを問わず、法人がその得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいうこととされています（**措法62③**）。

ケース 1 の場合のハイヤー代は、得意先を接待するための費用に該当しますので、交際費等として取り扱われます。

この事例のほか、交際費等を他の費用科目に計上して指摘された例としては次のようなものがあります。

(1) 会議費に計上していたもの

- ① 幹部会議後の昼食の程度を超える飲食費
- ② 温泉地等で開催した会議の後の宴会費

(2) 広告宣伝費に計上していたもの

- ① 野球場のシーズン予約席料
- ② 大口の得意先の従業員に新製品を見本として供与するために要した費用

(3) 売上割戻しに計上したもの

- ① 得意先の従業員に支払った謝金
- ② 売上高に比例して得意先を観劇に招待した費用

ケース 2 の場合、接待、きょう応等のために支出する費用の全額が交際費等に含まれることとされています。

従って、ケース 2 の場合のようにパーティー等に招待した得意先等から祝儀を受け取っても、その祝儀は得意先の好意によって受け取るものであり、パーティー等の費用を負担したものではありませんので、パーティーのために要した費用の全額を交際費勘定に計上し、受け取った祝儀は雑収入勘定に計上しなければなりません。

ただし、法人がパーティー等を他の者と共同して開催し、その費用についてあらかじめ分担することを明らかにしているときは、自己の分担額を交際費等の額として取り扱うこととされています（措通62(1)-18）。

ケース 3 の場合、各事業年度において支出した交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものをいいますから、たとえ資産の取得価額に含まれている交際費等で、その事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、支出の事実があった事業年度の交際費等に含まれ、損金不算入額の計算の対象となります（措通62(1)-19）。

従って、本社ビルの取得価額に算入した 200 万円は、交際費等として損金不算入額の計算の対象とすることとなります。



なお、資産の取得価額に算入したことにより、損金となっていない交際費等の額（「原価算入額」といいます）を損金不算入額の計算の対象として計算した結果、損金不算入額が算出されたときは、次の算式で計算した金額を申告調整により、資産の取得価額から減算することができることとされています（**措通62(2)一7**）。なお、この取扱いの適用を受けた場合には、その減額した金額につき翌事業年度において、決算上、調整する必要があります。

$$\text{損金不算入額} \times \frac{\text{原価算入額}}{\text{支出した交際費等の金額}}$$

最後に**ケース4**の場合ですが、ゴルフ会員権を取得し、他人の名義を変更するためにゴルフクラブに支出する費用は、その会員権の取得価額として資産に計上することと取り扱われています（**基通9-7-11**）が、D社の場合は、既に自己の資産に計上している会員権の名義書換料ですから、上記の取扱いには該当しないとして、雑費に計上したものと考えられます。

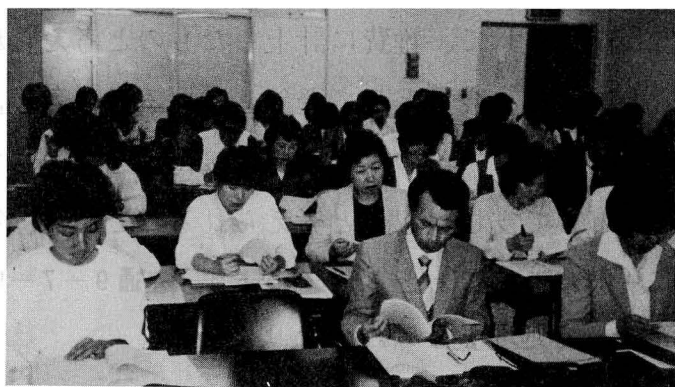
ところが、会員として登録している者の名義書換えに伴って支払う名義書換料については、そのゴルフ場で接待等を継続していくため、いわばプレー代の一部として支払うものと考えられることから、年会費と同様に交際費等として取り扱われることとされています（**基通9-7-13**）ので、D社の場合も交際費等として処理しなければなりません。

アドバイス

- ① 法人の役員、従業員、株主等も得意先等に含まれる。
- ② 売上割戻し基準により交付する事業用資産または少額物品は交際費等に該当しない。
- ③ 遊興飲食に伴う料理飲食等消費税も交際費等に含まれる。
- ④ 渡切交際費は交際費等に含まれない。
- ⑤ 原価に算入した交際費等の損金不算入額に係る取得価額の減額調整は、その支出した事業年度で減額しなければ、以後認められない。

～初級実務簿記講習会終了～

5月22日より開始した講習会は7月17日終了しました。60数名の受講者中9回の全日程を修了された方が30数名あり、開催当事者として会場を心配するほど成功裡に終了しました。

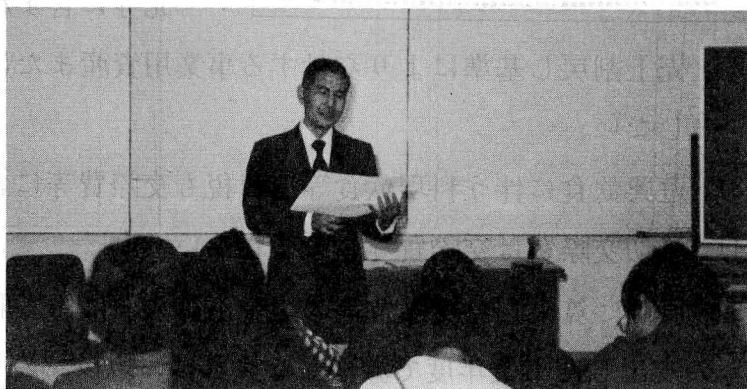


【写真説明】

- ↗ 右上・7時30分より終了式始まる。
- ↑ 左上・修了証書を受領する横内氏…この日37名の会員さんが修了証書を受領しました。
- 右中段・5月22日の開講初日。この日は51名の方が集まりました。

～中級実務簿記講習会開催～

8月25日より開始している中級実務簿記は印東先生のワンポイント経済情報をまじえ、参加者は熱心に受講しています。



「アッ大変だ！ 交通事故！！」

経営者のための交通事故対策

青年部会研修会より集録

開催：昭和61年7月18日
 場所：町田市民ホール
 主催：町田法人会青年部会
 講師：加茂 隆康 弁護士



☆ 交通事故で加害者になった場合のリスク ☆

- イ. 損害賠償責任の負担
- ロ. 質の悪い被害者による営業妨害、恐喝
- ハ. 加害運転者の逮捕、勾留、収監による損失
- ニ. 事故車の使用不能による損失

ポイント 1

近年裁判所の判決では1億円を超える損害賠償も珍らしくない。

リスク〈イ〉を回避する方法

1. 車の使用、管理をチェックする。
2. 十分な保険にはいる。(自賠責保険+任意保険) = 1億……自賠責保険は死亡時に2千5百万円出るので任意保険は7千5百万円以上(?)
3. 事故後責任を認めることを言わないこと。また責任を認める文書を渡したりしないこと。
4. 事故後、すぐ保険会社へ連絡する。
5. 保険会社に無断で賠償金を支払わない。

……払ってもこれについて保険会社は責任を負わない事が多いし、後々これが問題になってくる。→リスク〈ロ〉の可能性が大きくなる。

—解説—

会社が車を所有していれば、誰が運転しよう

とほとんどの場合、会社に事故の責任を課せられる。(自賠法第3条)

一方、従業員が工作中に事故をおこせば、その事故車が会社の車でなくても工作中的の事故であることを理由に、会社に事故の責任を課せられる。(民法第715条)

《賠償責任を規定した法律の条文》

自動車損害賠償保障法第3条—運行供用者責任
 民法第709条 —不法行為責任
 民法第715条 —使用者責任

《判例にあらわれたケース》

①従業員がマイカーで通勤中、事故をおこした場合の会社の責任。

A. マイカーの使用がもっぱら従業員自身の通勤の便宜のためだけに使用され、会社の業務には一切使用されていない場合



責任はなしとされる傾向にある

B. マイカーを通勤だけでなく、会社の業務に使用させたり、ガソリン代を会社が給付したりしていた場合



責任あり

- ②マイカーをセールスの仕事に使っていた従業員が、私用で運転中事故をおこした場合の会社の責任



責任あり

- ③会社の車を従業員が無断で私用のために運転中、事故をおこした場合の会社の責任



責任あり

- ※休日、夜間の運転
- ※従業員が勝手に作った合鍵による無断運転



会社に責任あり

- ※平素の仕事では車を運転することのない従業員による運転



会社に責任あり

- ④会社の前の路上に車を駐車しておいたところ、これを盗んだ犯人が事故をおこした場合の会社の責任
ドアもロックせず、エンジンキーをさしてんだままにしておいて泥棒運転された場合



会社に責任あり

(車の管理は厳重にしておく)

駐車場に止めておいた場合は、



原則的には責任なしとされる

(注) 第三者に運転を容認したとみられても仕方がないほど管理がルーズだったときは、責任あり。それ以外で、しっかりと管理されていたのであれば問題はないという傾向にある。

- ⑤下請会社の従業員が事故をおこした場合の元請会社の責任

- ※元請人と下請人との専属的關係の有無
- ※元請人の下請人に対する指揮監督の有無
- ※元請人と事故車との密接な関係(車の貸与、

ガソリン代の支給)の有無等によって、元請会社の責任の有無が左右される。

《リスク〈イ〉の対策》

1. マイカー通勤を認める場合には、マイカーの使用を通勤だけに限り、会社の業務には使用させないほうが望ましい。
2. マイカーを会社の業務に使用させたり、ガソリン代を給付する場合には、十分な保険に入るよう指導する。
3. 会社の車の管理を厳重にする。
 - 許可なく使用させない
 - 鍵の保管を厳重にする



- 駐・停車の注意
 - 仕事を終了したら毎日、車を会社へ返還させる
 - 車の使用・管理規定をつくり、従業員にこれを徹底させる
4. 下請を使う場合は、下請人の使う車についても十分な保険をつけさせ、車の使用、管理を万全にするよう指導する。

《参考》

裁判所の基本的な考え方——会社が、事故をおこした車に対して支配力を及ぼしていると思われるか、見られないか。(法律用語：運行支配)

リスク〈ロ〉を回避するために

1. 不当な要求には応じない。
適正な賠償金は支払うが不当な要求は拒むという姿勢も必要である。
不当な要求の例……

被害者が代理人を立てて加害者側に不当な要求をして来る→回避方法……弁護士に相談するか弁護士法72条(条文……弁護士でないものが、報酬を得る目的で法律事件の交渉に当ってはならない)を説明して引き取ってもらう。

それでも手に負えない場合は、調停を提起する。

2. 恐喝行為には警察を呼ぶ

→体に害を加える様な言葉を言う等。

警察、検察庁での調書の内容が賠償責任の負担に強く影響してくる。

3. 従業員に重要な仕事をまかす場合には、その従業員が収監されても業務に支障をきたさないよう予備の人材を配置しておく。

リスク〈二〉を回避するために

1. 車両保険に加入しておく。
2. 事故後、レンタカーを借りる。

ポイント 2

保険会社が提示してくる損害査定額は、裁判所で認められる損害額よりかなり低額であることを知っておく。

☆結論……交通事故による責任

刑事責任……罰金、禁錮

民事責任……損害賠償責任

行政責任……免許取消、停止

リスク〈八〉を回避するために

1. 事故をおこしたらすぐ警察に連絡をするよう指導する。(あて逃げはしない)
2. 警察、検察庁での取り調べに際し、自分に不利なことを進んで話さないよう指導する。(実況見分調査)



●大きな安心を生む法人会の福利厚生制度

もしものときの企業防衛に

経営者大型総合保障制度

経営者や役員が在職中に病気や事故により、入院や死亡などの事態にあわれた場合、企業を存亡の危機から守り、事業が滞りなく継続できるよう設計された制度です。

勇退へのねぎらいに

経営者退職年金制度

長いあいだ会社に貢献してきた経営者や役員のために、十分な退職金を確保する制度です。掛金を計画的に払いこむことによって、多額の退職金をムリなく準備できます。

がんを克服するために

新・がん保険制度

がんは早期発見につとめ、早めの治療が大切です。この制度はがんによる長期の入院・治療による経済的負担を軽く、がんを克服するための保険です。

ゆとりの老後のために

個人年金制度

ゆとりある老後を確保するために設けられた制度です。「信託銀行型」と「生命保険型」の2タイプを用意。どちらも一生涯年金を受け取れる終身年金を基本としています。

思いがけない災害に備えて

経営保全プラン

火災・爆発・賠償事故……企業をとりまく危険はいっぱい。万一、こうした災害に襲われたとき、企業を守り経営の危機を未然に防ぐため用意された各種損害保険です。

日々の健康管理に

法人会人間ドック制度

成人病の早期発見と日常の健康管理を目的としました。短時間で内容の濃い検診を廉価で受けられます。受診資格は法人会会員の経営者、役員とその家族および従業員です。

大蔵省印刷局の見学

婦人部会長 堤 敏子

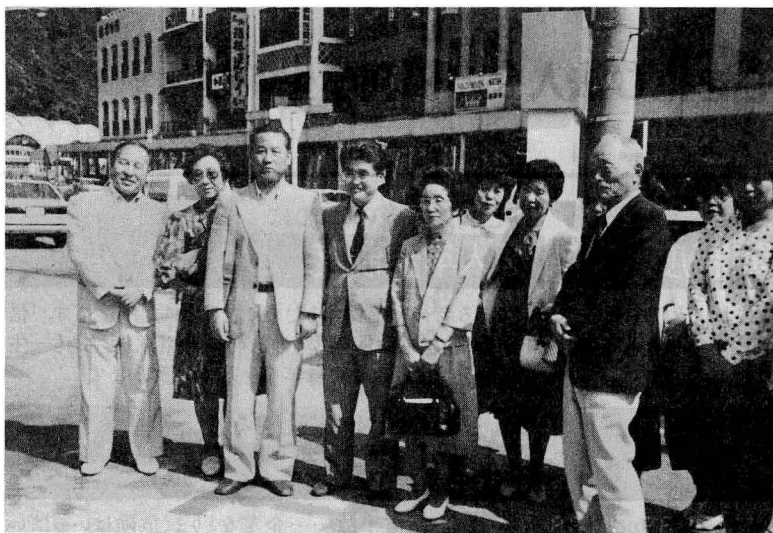
9月26日、久しぶりの秋晴れのもと、個人的には見学が出来ない場所である、小田原の大蔵省印刷局を、署の御指導をいただき見学研修会を実施しました。

朝8時集合でしたが遅刻する人もなく、31名が参加しました。署から河内副署長、野坂統括官、渡部指導官の御参加と、親会から鈴木副会長の御参加をいただきました。

見学時間が9時30分より10時30分までと時間の制限がありましたので途中の渋滞に大変気をもみましたが定刻までに到着しほっとしました。

会場で、映画により紙を三椏から作るどころから印刷までを見せていただきました。つづいて刷りあがったお札の検査、裁断を見せていただきましたが、ここではまだ紙幣としては通用しないということでした。この出来あがった紙幣は日本銀行へ送られてから世の中へ出るのです。

午後はベコニア園、湿生花園を見学し、秋草の咲く美しくさと自然を満喫しながら無事町田に到着し一日の見学会を終了しました。



～今年も年末調整の時期となりました～
**昭和61年分給与所得の年末調整、法定調書、給与支払
 報告書の提出に関する説明会開催のお知らせ**

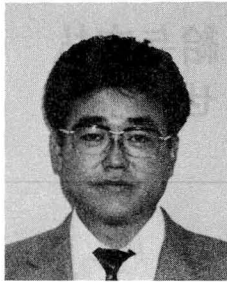
開催月日	開催時間	所在地	対象地域等
		説明会場	
11月18日 (火)	何れの会場も 自13時30分 至16時00分 (なお受付 開始時刻は 開会30分前 です。)	町田市中町1-20-23 町田市役所 2階特別会議室	官公庁・税理士会 法人会・源泉部会
11月19日 (水)		町田市小川1521 八千代信用金庫 南町田支店会議室	金森・鶴間・小川・つくし野・ 南つくし野・南成瀬・高ヶ坂・ 成瀬・成瀬台
11月20日 (木)		町田市忠生3-14-2 忠生市民センター	相原町・小山町・木曾町・山崎町・忠生・ 根岸町・上小山田町・下小山田町・ 函師町・矢部町・常盤町・小山田桜台
11月21日 (金)		町田市大蔵町1981-4 鶴川市民センター 2階第2会議室	金井町・野津田町・小野路町・ 大蔵町・鶴川・三輪町・広袴町・ 能ヶ谷町・真光寺町
11月25日 (火)		町田市中町1-20-23 町田市役所 2階特別会議室	原町田・中町
11月26日 (水)		同上	森野・本町田・旭町・玉川学園 南大谷・東玉川学園

留意事項

- (1) 年末調整事務等に必要の関係用紙は会場受付で請求書と引換えにお受取りください。
- (2) 会場は収容人員に制限がありますので、なるべく指定の日の説明会場に御出席ください。
 なお、やむをえない場合はいずれの会場でも、さしつかえありません。
- (3) 駐車場での駐車制限がありますのでお車での御来場はなるべくご遠慮ください。

町田税務署
 町田市役所
 社団法人 町田法人会

着任 渡部正晴 指導官の プロフィール



出身地 福島県の山奥
年齢 36才
前任地 品川税務署 法人特官部門
血液型 B型（おだてに乗りやすいタイプ）
家族構成 妻1人、子供2人
趣味 自転車とかオートバイで旅行するのが趣味でしたが、今は子供と遊ぶのが趣味です。
好きなもの ビールよりも日本酒
 野菜よりも肉類（山奥でとれたから野菜は食べ飽きたため）
 古いものより新しいもの（できれば女房も新しいのが良い）
法人会に一言 先月は婦人部の研修会に参加させていただいて有難うございました。一年間楽しくやって行きたいと思っております。前任の会津指導官同様、宜しく願いいたします。

町田税務署 法人税部門 配置図



2 統括官 (237)
阿部



1 統括官 (231)
野坂



法人税 第二部門

法人税 第一部門

総務課

2階入口

(社) 町田法人会 事業計画予定表

11月行事予定表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	間
			文化の日								税 ←公開講演会 (渡部昇一先生)	を	知	る	週	間
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
		→	年末調整事務等説明会 決算法人説明会	年末調整事務等説明会	〃	新設法人説明会	〃	勤労感謝の日	振替休日	年末調整事務等説明会	〃					

12月行事予定表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
												新設法人説明会			決算法人説明会	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

11月 行事内容

11日(火)	PM 2:00	公開講演会	千寿閣
18日(火)	PM 1:30	決算期法人税務説明会	町田税務署
〃	PM 1:30	年末調整事務等説明会	町田市役所
19日(水)	〃	〃	八千代信用金庫南町田支店
20日(木)	〃	〃	忠生市民センター
21日(金)	PM 1:30	新設法人税務説明会	町田税務署
〃	PM 1:30	年末調整事務等説明会	鶴川市民センター
25日(火)	〃	〃	町田市役所
26日(水)	〃	〃	〃

12月 行事内容

12日(金)	PM 1:30	新設法人税務説明会	町田税務署
15日(月)	〃	決算期法人税務説明会	〃

◇ 年間行事計画の一部、11月・12月の計画予定表です。

新 会 員 の ご 紹 介

(61年6.7.8.9月分)

法 人 名	代表者名	所 在 地	業 種	電 話
(株)サン・フロアシステム	森 直樹	原町田1-2-9 小林ビル4F	床暖房設備	22-0717
(有)白 鳥 ビル	白鳥ヨシ子	原町田4-3-14	不動産賃貸	29-3819
(有)きはるやフーズ	対間 正	〃 6-7-14	アイスクリーム販売	28-1063
(株)O Aハウジング設計	鈴木 時夫	中町1-29-16	建築、設計	24-7866
(株)ユニシステムズ	多田 新	〃 1-30-2 中里ビル	ソフトウェア委託 ソフト要員派遣	28-9671
(株)技 研 警 備	黒木 敏伸	〃 2-21-4	警備業	23-3171
(株)首都圏ハウス本店	浅里不二男	森野1-11-16 渋谷第1ビル8F	不動産仲介業	29-6789
ヒューマネットシステム(株)	渡辺 兼三	〃 1-32-12	コンピューターシステム の開発	24-9481
(株)第 一 建 装	南雲 宏之	〃 2-3-5	住宅修繕等	23-7691
サンエイサービス(株)	松沢 久之	〃 2-3-10	ビル綜合管理業	26-3333
(有)町田マネキン紹介所	山田美都子	〃 2-7-9	マネキン紹介業	22-2813
(株)ビー・アンド・ビー・ カンパニー	甘利 芳明	〃 4-17-16	コンピュータースターク ル経営、ソフト開発	28-7649
(株)システムランド	國府谷明彦	〃 4-17-24	コンピューターシステム 設計、開発	28-8231
(有)愛 工 社	青山 五男	本町田72	機械製造	29-1031
(有)五 輪	清水 信克	〃 2584-1 ホ13-212	食料品販売	93-6762
(有)ほ か 八	富田 健一	玉川学園2-8-22	飲食小売業	26-6260
(有)今 井 加 工	今井 洋男	金森932	プラスチック成型	96-4730
(有)オリエントハウス	松田 弘	小川4-10-5	不動産・建設業	95-4749
(有)町 田 ド リ ル	加山 源治	つくし野2-29-4	製造業	95-4078
(有)オ ー ケ ー フ ーズ	近藤 和夫	南成瀬1-2-1 駅前ハイツ1-707	卸売業	29-5575
(有)藤 辰	横山 薫	金井町31	飲食業他	34-3234
(有)波 紫 工 務 店	波紫 進	〃 842-25	建築工事、不動産貸付	34-6274
(有)光 明 商 事	沢井 正夫	〃 2056-28	高圧ガス販売、管工事	35-1906
テイテイエス町田(有)	村野 豊彦	野津田町1014	電報配達業務	34-5000
(有)竜 洋	菊池 政喜	小野路町2480-1	飲食店	34-3504
タマエレクトロニクス(株)	根田 修一	〃 2892	電子機器の製造販売	35-1240
(有)和 光	福井 邦彦	鶴川5-3-5	印刷業	35-8616
(株)石 塚 商 会	石塚 芳秋	広袴町588	電線加工、 各種コネクターASSY	34-6761
(有)ニ シ ム ラ	西村 英雄	能ヶ谷町479	タイヤ販売・修理	35-3227
ウッドベル観光開発(株)	鈴木 廣次	〃 606	飲食店経営、 レジャ産業他	35-3322
(株)セ ン ト ラ ル 建 物	佐野 満枝	〃 1069	不動産賃貸	34-2931
(株)大 道	高里 浩正	〃 1069	レストラン経営	34-8009
(有)永 井 製 作 所	永井 幸雄	真光寺町292-5	精密板金加工	35-2447
(有)長 信 工 業	長澤 春雄	忠生3-1-20	電気絶縁機・加工販売	93-6141
(有)ミ ヤ ッ ク	宮川 哲	小山田桜台2-2-5-302	機械販売	97-5266
(株)町田カーサービス工業	小崎 敏雄	常盤町3266-1	自動車修理業他	97-4101
(有)増 田 屋 渡 辺 商 店	渡辺 秀夫	小山町77-6	日本そば	97-3018
ハイナック産業(株)	早生 好延	〃 3473-4	紙食器の卸売業	74-6800

◆ 署からのお知らせ ◆

ニセ税務署員

最近、「ニセ税務署員」が現れ、身分を確認しなかったために思わぬ被害にあうような事件が発生しております。

事例としては、今年から税法が改正され、マル優などの非課税貯蓄制度を御利用になる場合は、本人の確認が必要となりましたが、この制度を口実に電話やあるいは直接訪問して営業内容や取引銀行を聞き「手続きを代行してあげましょう。」などと言って預貯金をだまし取ろうとしたものです。

このような、電話や訪問があった場合には、即答を避け相手を確認してください。

税務職員は、身分証明書を携行していますので、不審な場合には遠慮せずに、身分証明書の提示を求めるか、最寄りの税務署に問い合わせてください。

◆ 編集後記 ◆

昭和62年度税制改正要望全国大会も終り、研修会等の行事も多い時期です。会員のみな様に会の行事をもれなくお知らせするため、各部会の記事を豊富に編集しました。今後も内容の充実を図り漸新な会報にしたいと思っています。

——広報委員会——

訃報

当会理事、税制委員長飯田直敏氏が
去る10月1日逝去されました。

慎しんでご冥福を

お祈りいたします。

 (社)町田法人会会員

 (社)町田法人会会員

NTT株式

買付のお申込みは、
お近くの〈ダイワ〉へどうぞ。



NTT株式売出し要項

●お申込み期間

昭和61年11月17日(月)～11月26日(水)
なお、郵送の場合は11月26日(水)到着分まで有効

●お申込み単位および限度

1株単位100株まで

●売出し価格

11月上旬頃決定予定

お申込みに必要な書類

●NTT株式買付申込書

(もよりのダイワへご請求ください)

●本人確認書類

●個人の場合…住民票あるいは運転免許証の写し、

●法人の場合…登記簿謄本

(住民票と登記簿謄本は昭和61年9月1日以降に発行されたものに限りません)

〈ご注意〉

1. NTT株式買付申込みは、お一人(一法人)につきひとつの証券会社の一営業店舗に限定されます。同一名義による重複申込みの場合はすべての申込みが無効となりますので、充分ご注意ください。
2. 買付申込受付票は割当があった場合、株式買付に際し必要となりますので大切に保管してください。万が一紛失された場合、株式買付ができなくなりますのでご注意ください。
3. 割当は申込株式数に応じて行なわれます。ただし、売出株式数を超えたときは、申込株式数の多寡にかかわらず抽選、あるいは一定の基準による割当を行ないます。

大和証券

町田支店

〒194 町田市原町田6-11-11

町田支店支店長 保成久男

☎(0427)23-0801